

鳥取県総務部工事費内訳書徴収要領

1 趣旨

この要領は、建設工事（総務部（東部建築住宅事務所、各総合事務所生活環境局を含む。）の所管に係るものに限る。以下同じ。）について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、その入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者から当該入札において提示した建設工事の請負代金の積算内訳を示す書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

2 持参義務

紙入札のすべての入札参加者は、当該入札の場所に工事費内訳書（別記様式又はこれに準じた書式によるものに限る。以下同じ。）を持参しなければならない。

3 提出義務

- (1) 電子入札のすべての入札参加者は、当該入札の所定の入札期間内に工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 紙入札の次に掲げる入札参加者は、当該入札の際、2により持参した工事費内訳書を、当該入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）に提出しなければならない。
 - ア その場での落札決定を保留した入札のすべての入札参加者
 - イ その他入札執行職員が提出させる必要があると認めた入札参加者

4 工事費内訳書に記載すべき事項

工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名及び代表者（支店長等）の印鑑
- (4) 入札価格
- (5) 工事費の内訳
 - ア 鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領（平成29年7月26日）に係る工事発注者が入札閲覧設計書の添付資料として示す「入札時積算数量書」に記載された種目、科目、中科目及び細目に対応する単位、数量、単価及び金額（細目の内訳が無くとも、5の（4）による失格とならない。）
 - イ その他の工事
 - 原則として、発注者が入札閲覧設計書の添付資料として示す「内訳書」に記載された種目、科目及び中科目に対応する単位、数量及び金額

5 提出方法等

- (1) 3の（1）による工事費内訳書の提出は、それに記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、所定の場所への持参とする。）により行うものとする。
- (2) 3の（2）による工事費内訳書の提出は、入札執行職員が指示するところから従って行うものとする。
- (3) いったん入札執行職員に提出された工事費内訳書については、その指示による場合を除き、修正、差換え、引換え又は撤回を認めない。

(4) 工事費内訳書を提出しない入札参加者及び(1)又は(2)により提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

ア 工事費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が第1回目の入札書に記載した入札価格と異なるもの

イ 積算内訳が積算区分（工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。）ごとに記載されていないもの

ウ 必要な積算区分について記載がないもの

エ 値引きをする場合において、その内訳が積算区分ごとに記載されていないもの

オ その他重大かつ明白な不備があるもの

6 保管

当該入札に係る工事を所管する課長は、入札を執行した後、5の(1)又は(2)により提出された工事費内訳書を、他の入札関係書類と併せて保管するものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年7月12日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年4月5日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年6月16日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

別記様式

工 事 費 内 訳 書

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 入札価格

円

4. 入札価格の内訳

(単位：円)

工種・種別・細別 (種目・科目・中科目・(細目))	数量	単位	単価	金額	備考

- (注) 1 内訳については、原則として、入札閲覧設計書の項目に準じて作成することとし、工種・種別・細別又は種目・科目・中科目の区分まで記載すること。(建築工事費 一式 〇〇千円、諸経費 一式 〇〇千円等の記載のみでは不十分)
- 2 4 (5) アの内訳については、細目の区分まで記載すること。
- 3 値引きをする場合は、積算区分ごとに記載すること。(一括して記載するのは不可)
- 4 内容欄が不足する場合は、適宜、別葉とすること。